

コスパ抜群！
事務所用トレーラーハウス
お探しの方に最適

車検対応型トレーラー

保存版
Ver17

市街化調整区域に設置可能

市販のユニットハウスが積載可能なトレーラー



事務所・営業所・休憩所・お店・住居・別荘

Unit-house-trailer

ユニットハウストレーラー

検索

<https://unit-house-trailer.jimdofree.com/>

一般社団法人 モバイルユニット普及協会

新品・中古・メーカー問わず、お客様が見つけたユニットハウスで積載可能なトレーラー販売

ユニットハウストレーラー



2坪4帖から4坪8帖迄の
ユニットハウスを積載可能なトレーラーです

■ユニットハウストレーラーとは？



ユニットハウストレーラーとは、「市販のユニットハウス」を積載・着脱できる様にトレーラー&部品を開発した「車検対応型トレーラー」です。

トレーラーハウスとして利用できますので、市街化調整区域や空きスペースで事務所、休憩所、店舗・離れ、シェアオフィス、運送業の営業所、発熱患者用診察室、喫煙所等に利用できます。

ユニットハウスは、ご自身で用意も可能ですので、組み合わせ次第で事務所用トレーラーハウスとして業界屈指のコスパの良さとなります。

ユニットハウストレーラーの特徴

1 様々な用途・業種に対応

主な用途：運送会社の認可事務所、住宅展示場事務所
自動車販売事務所、観光地区での案内所、教習所の事務所
テニススクール事務所、チケットショップ、バス休憩所
レンタカー営業所、飲食店、物販店の出店など



2 市販のユニットハウスが積載可能

市販のユニットハウス積載に対応していますので、お客様の条件に合う室内・予算でユニットハウスを見つけて当協会に依頼することができます。（寸法サイズが全長6m以下、奥行き2.5m以下、高さ2.9m以下、重量（トレーラーの最大積載量以下）



3 車検に対応したトレーラーハウス

ユニットハウストレーラーに使用するトレーラーは車検対応型となります。日本全国で車検取得ナンバー登録が可能です。継続車検も受けられます。基本サイズの2坪4帖タイプ、3坪6帖タイプ、4坪8帖タイプがあります。



4 継続車検に対応したサービス

ユニットハウスとトレーラーを脱着構造にする脱着オプションサービスです。脱着用ジャッキを差込み、回し持ち上げてトレーラーを着脱することができます。継続車検の際にユニットハウスを設置場所に残したままトレーラーをけん引していく事ができます。（3坪6帖タイプ迄対応）



5 市街化調整区域に設置可能

ユニットハウストレーラーは、車検対応型トレーラーハウスで建物ではなく車両とみなされる為、市街化調整区域でも設置することができます。運送会社の営業所やレンタカー事業所など新しい使い方が注目されています。

※設置条件などは、事前に市役所など自治体で確認下さい。



6 移設・売却・交換が容易

急な移設や数年後に移設すると分かっている場合に、トレーラーハウスの機動力は役に立ちます。需要が多いトレーラーハウスは売却のハードルも低いのが利点です。別のユニットハウスに交換も簡単です（積載不可もある為事前相談必要）



仕様・価格

■4坪8帖タイプのトレーラーに、おすすめ新品ユニットハウス積載時の本体価格



①標準パッケージ
3.6坪タイプ



②スタンドショップパッケージ
3.6坪タイプ



③スモールオフィスパッケージ
3.6坪タイプ



④トレーラーのみ

NO	ハウス	ハウス付属品	ハウス価格	トレーラー/価格	合計価格
NO.1	①	窓・ドア、LED照明、ブレーカー、コンセント6ヶ所、換気扇、給気口、ドアチェーン	92万円～	4坪8帖タイプご相談	ご相談
NO.2	②	ドア、アルミひさし、窓、小波パネル、タイルカーペット、スチールカウンター、エアコン、LED照明、ブレーカー、コンセント6ヶ所、換気扇、給気口、ドアチェーン	147万円～	4坪8帖タイプご相談	ご相談
NO.3	③	親子ドア、アルミひさし、窓、ブラインド、網戸、ルーバーパネル、タイルカーペット エアコン、LED照明、ブレーカー、コンセント6ヶ所、換気扇、給気口	153万円～	4坪8帖タイプご相談	ご相談
NO.4	—			4坪8帖タイプご相談	ご相談

※ユニットハウスの価格・ハウス付属品は変更になっている場合があります。
※その他の費用として、ロック金具、固定ジャッキ、階段、運搬費、設置費、トレーラー登録諸経費、ライフライン接続費、車検法定費用などが必要です。

トレーラーのみ
トレーラー2坪4帖タイプ ご相談
トレーラー3坪6帖タイプ ご相談
トレーラー4坪8帖タイプ ご相談

車検取得(予備検査付)トレーラー(車台/シャーシ)について



基本サイズ3タイプ 下記以外は特注サイズで製作します

タイプ 2坪4帖タイプ
車体サイズ W2,490mm×L5,252mm
(けん引部分1,200mm) H780mm
最大積載量 2,750kg/1,300kg (2タイプ有り)
車両重量 約660kg

タイプ 3坪6帖タイプ
車体サイズ W2,490mm×L6,160mm
(けん引部分1,200mm) H780mm
最大積載量 2,750kg/1,250kg (2タイプ有り)
車両重量 約700kg

タイプ 4坪8帖タイプ
車体サイズ W2,490mm×L7,070mm
(けん引部分1,200mm) H850mm
最大積載量 2,600kg
車両重量 約860kg



国内生産

熟練スタッフが製作対応することで高品質な製品に仕上がっています。

金具&ロック

新脱着構造採用

トレーラーとハウスを固定・解除する金具です。ハウス積載時、位置決め金具を各ユニットハウスサイズに合わせ抜き差しできる新脱着構造を採用(特許出願済)



電気ブレーキ付

けん引車のブレーキと共同して働く様に設計されています。使用には、けん引車側に電気ブレーキコントローラーが必要。



けん引車の事

トラック、中型以上のSUV車等でけん引ができます。けん引には、けん引免許が必要です。



けん引装置の事

ヒッチボールとボールマウントを使用したけん引装置を車両に装着下さい。



車検について

車検登録時に、自動車取得税、重量税、自動車税、自賠責保険が必要。車検継続時に、重量税、自動車税、自賠責保険が必要。

必要な部品・オプション

品名	価格	備考
固定ジャッキ	ご相談	6個～8個必要
金具&ロック(4個)	ご相談	特注サイズトレーラーの場合は掲載価格と異なります
調査&設計費	ご相談	特注サイズトレーラーの場合は調査&設計費が必要です
脱着オプション工事費	ご相談	継続車検に便利なサービスです
脱着用ジャッキ	ご相談	脱着オプション工事選択時4個～8個必要
電気ブレーキコントローラー	ご相談	お近くのカーショップで取り付け下さい(けん引車側に必要)

その他必要な費用

品名	価格	備考
運搬費	ご相談	条件によって変わります
設置費	ご相談	条件によって変わります
車検時法定費用	実費	車検についてを確認下さい
ライフライン接続費	接続業者による	電気・給水・排水・ガスなど

※運搬に宿泊が必要な場合、宿泊費が必要です。

※資材価格変動などにより販売価格は変更している場合があります。

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL: 058-216-3306 FAX: 058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

https://unit-house-trailer.jimdofree.com/メール: info@mobileunit.net

予備知識

維持費

車検付き車台には以下の費用が必要です。トレーラーの大きさ、用途、検査期間により金額が異なります。トレーラーハウスの区分、普通貨物車8トン未満の場合は、初回2年、次回以降1年車検となります。以下の表は貨物車区分での説明となります。

	車検取得時	車検継続時	金額
環境性能割	○	×	原則、本体代金の3%
自動車税	○	○	10,200円（年額）
重量税	○	○	32,800円（継続時16,400円）
ナンバープレート代	○	×	720円（地域により異なる）
自賠責保険（初回は25ヶ月）	○	○	5,250円

※各種税金を納付する印紙代（700円～2,000円）が別途必要。

継続車検

継続車検は、ご自身で軽自動車検査協会や地方陸運支局へ持ち込むか民間車検場などへ委託して受けていただきます。事前に灯火類や足回り品などのチェック（修理交換）も必要です。必要な書類は、自動車検査証、自賠責保険証書（次の検査期限まで期間がある場合）、納税証明書、印鑑です。

車庫証明

小型トレーラー、普通トレーラーでナンバー取得するには車庫証明が必要です。ナンバー取得手続き前に車庫証明を取得下さい。予備検査→車庫証明取得→本車検登録の順番になります。車庫証明は証明書が交付されるまで一週間程度かかります。軽トレーラーは、お住まいによりナンバー取得後に車庫届出が必要になります。

それ以外の予備知識はHPでご確認下さい

予備検査（予備車検）

トレーラーの予備検査とは、軽自動車検査協会や地方陸運支局で、車両の法定基準の検査を受け公道を走行できる車両と認められることです。予備検査済みのトレーラーは、既に検査済みですので本車検登録（ナンバーを取得）するだけで公道を走行することが可能です。※小型・普通トレーラーは封印が必要ですので地方陸運支局への持込が必要です。※予備検査は3ヶ月間の有効期限がありますので期限内に持込が必要です。

本車検登録

本車検登録は、予備検査証などの必要書類を持って、管轄の陸運支局や自動車検査登録事務所に行き登録の手続きを行いません。手続き完了しますと、ナンバー付きになりますので公道を走れるようになります。本車検登録は、ご自身で行うか当協会に依頼します。当協会では、二通りの仕方があります。

(A) 当協会が仮ナンバーで管轄する陸運支局にトレーラーを持ち込みます。当日依頼主様と待ち合わせをして、本車検登録をします。

(B) 出張封印サービスを利用します。希望する管轄のナンバーを移送する前に取得して本車検登録します。もしくは、仮ナンバーで希望する設置場所に移送し、設置場所で本車検登録します。

けん引免許

車両総重量750kg以下：普通免許以上
(自動二輪車でけん引する場合は運転する自動二輪車に適した免許以上)
車両総重量1500kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上
車両総重量1990kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上
車両総重量3500kg以下：普通免許以上+第一種けん引免許以上
※最大積載量が3000kg以下

トレーラーハウスの正しい設置方法

トレーラーハウスを車両扱いにするには？

トレーラーハウスは、駆動装置を備えない車両ですが正しい設置方法を行わないと車両として認められず建築物に該当します。その為、トレーラーハウスとして設置する場合は、以下のルールを守ります。

- ・ 随時かつ任意に移動できる状態で設置しそれを維持継続すること
- ・ 土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
- ・ 車検取得または、基準緩和認定をうけて適法に公道移動できること

詳細基準

- ・ 随時かつ任意に移動できる状態で設置し、設置場所から公道まで障害物なく移動できること
- ・ 車輪が取り外されていないこと。走行に支障がない状態のこと
- ・ 車輪以外でトレーラーを支持されている部品は、工具なしで取り外しができること
- ・ 階段、デッキ等をトレーラーハウス本体に直接接続しないこと
- ・ 土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
※給水管、排水管、電気配線の接続方法が工具を使用しないで着脱できること
※ガスボンベがレンチで簡易着脱できること
- ・ エアコンの室外機がトレーラーハウスに積載されていること
- ・ 通信回線の接続方法が工具をしないで着脱できること
- ・ 適法に公道を移動してきたことを公的な書類で証明できること。（車検証または基準緩和認定書等）

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL: 058-216-3306 FAX: 058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

<https://unit-house-trailer.jimdofree.com/> メール: info@mobileunit.net

補足事項

■類似品無しの唯一の製品

ユニットハウストレーラーは、ユニットハウスを積載、固定、解除できる専用トレーラーです。優れた類似品が見当たらない唯一の製品です。

ユニットハウストレーラーは、「車検取得タイプ」の積載トレーラーです。ユニットハウスは「積載物」となりますので（継続）車検は、トレーラーのみとなります。

ユニットハウスが古くなった場合など、別のユニットハウスに交換も可能です。

※ユニットハウスによっては積載不可・固定金具変更がありますので事前に相談下さい。

ユニットハウスのトレーラーへの積載・取り外しは、クレーン吊りが基本となります。

※3坪6帖タイプ迄は、脱着オプション装着で専用ジャッキによる着脱も可能です。

■業界屈指のコスパの良さ

トレーラーハウスを購入する場合、価格は一つの決め手になると思います。

一般的なトレーラーハウス会社は、製品の仕様・価格は決まっている事が多く、買い手の選択が限られています。

一方、ユニットハウスを積載する当協会のトレーラーハウスは、お客様自身でユニットハウスを選択する事ができますので価格を抑える事も可能です。組み合わせ次第では、**業界最安価格の事務所用トレーラーハウス**になります。

ユニットハウスは事務所用としての仕様が多い為、ユニットハウストレーラーは事務所用トレーラーハウスに適しています。

■本体価格の相場

A社：317万円

B社：280万円

C社：352万円

当社：ご相談（目安270万円～）

※比較条件：新品、事務所用（トイレ無し）、車検対応、ハウスサイズ4坪8畳程度

※トイレ、キッチンをつける場合、ユニットハウスメーカーのオプションを利用するか、社外品の購入・工事します。

※トレーラーハウスは本体価格以外にその他費用がかかります。

サイズ・条件によっても違いますが200万円前後が目安です。

■室内面積を広げるには？

ユニットハウスの室内面積を広げるには、ユニットハウスのサイズ変更の他に、メーカーオプションを利用します。

（A社）では、室内空間を広げるオプションがあります。前後方向2箇所に取り付け可能です。

エアコンを装備する場合は室外機の都合で1箇所となります。

※ユニットハウストレーラーは、4坪8帖サイズ迄のユニットハウス積載に対応しています。



スペースカプセル



キッチンカプセル



トイレカプセル

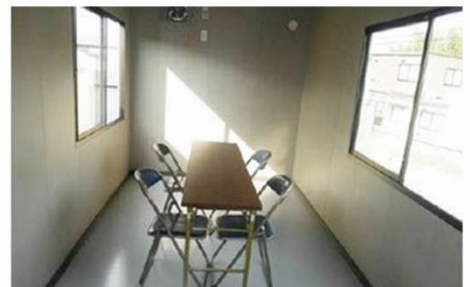


シャワーカプセル



導入事例

■ 運送業・建設業・産業廃棄物処理業



株式会社ショーナン・ロジテック様
設置場所：広島県 市街化調整区域
目的：運送業営業所認可取得
ユニットハウス：ナガワ社製のSH-H4型（8帖）



K様
設置場所：京都
目的：イベント事務所
ユニットハウス：（A社）（8帖）



D様
設置場所：愛知 市街化調整区域
目的：事務所
ユニットハウス：（A社）（10帖）スペースカプセル付き（室内面積が増えます）

移動式喫煙所トレーラーハウス

ユニットハウスには喫煙所タイプの商品があります。
喫煙所ユニットハウスを積載して、移動式喫煙所トレーラーハウスとして利用できます。
詳しくはHPをご覧ください。

カンタン設置で即日使えるスタイリッシュな喫煙スペース

MSL **SMOKING ROOM**
スモーキングルームパッケージ

- 大容量換気扇標準装備
- LED照明コンセント標準装備
- エアコン付き

販売価格 836,000円～（税別）
※主材はパーハブオプションです。

サイズ：29 38 47 56
販売価格：777 822 877 922

販売店検索 シミュレーター

市街化調整区域で運送業の営業所が認可されました

ショーナン・ロジテック様よりご依頼いただき製作した、弊社株式会社モールデック開発の車検対応型トレーラー（ナガワ社製のユニットハウスSH-H4型を積載）が東広島市志和町で一般貨物自動車運送事業の営業所として認可されました。（認可は平成30年9月10日付）

お客様の声として、大阪運輸倉庫様のHPより引用しております。

ショーナン・ロジテックでは東広島市志和町に一般貨物自動車運送事業の営業所を新たに開設しました。この営業所所在地は市街化調整区域であることから、営業所の新設認可は不可能（下記要件参照）とされてきましたが、ショーナン・ロジテックの親会社である大阪運輸倉庫は地方自治体や運輸支局と協議を重ねてまいりました。

その結果を基に各務原市の株式会社モールデック（一般社団法人 モバイルユニット普及協会）と、ユニットハウス積載用フルトレーラー（特許出願済み）を開発しました。トレーラーハウスでもなくキャンピングカーでもない新たな仕組みです。「**大きな投資を必要とせず簡単に実現**」これをキーワードに開発はスタートしました。ユニットハウスはナガワ社製のSH-H4型の積載を想定して設計しており、実際にナンバープレートを取得したうえで営業所／休憩所としての認可につながりました。

これまでは一般貨物自動車運送事業の営業所／休憩所と車庫は最大10km（大都市圏）以内において運営せざるを得ない状況でありました。この認可により**車庫と営業所は併設することが可能**となりますので車輛点検に始まる点呼業務を確実にスムーズに実施でき、輸送の安全につながるものと確信しています。



写真1.構内走行試験



写真2.営業所としての設置状況

認可申請に先立ち、予備検査終了後このトレーラーの構内道路走行試験ではハウスを積載した状態で実際にけん引走行を行い、電磁ブレーキテストなどの車輛としての性能も確認しました。

基本的な営業所（事務所）や休憩室の要件は概ね下記のように定められています。

【営業所】

1. 賃貸の場合は1年以上の契約であること
2. 駐車場から直線距離で10km以内（大都市圏）にあること
3. 事務所の場所が「市街化調整区域」でないこと（都市計画法の規定）
4. 市街化調整区域の場合でも、昭和45年11月前後に建築され、**事務所として**使用されていた場所であれば使用可能（案件により使用できない場合もある）
5. 事務所の場所の用途地域が「**第1種低層住居専用地域**」「**第2種低層住居専用地域**」「**第1種中高層住居専用地域**」（都市計画法の規定）と呼ばれる場所でないこと
6. 建築基準法、農地法、消防法などに適合した建物であること
7. 10㎡以上の大きさがあること
8. 机、椅子、電話などが揃っていること

【休憩室】

10. 事務所内か駐車場内、またはその近隣にあること
11. 賃貸の場合は1年以上の契約であること
12. 都市計画法、農地法、建築基準法、消防法に触れるものでないこと
13. ドライバーがいつでも利用できる施設であること

9. プレハブを使用する場合、**建築確認申請**をしていること